

石 包 括 第 3 4 号  
平成28年3月30日

関係各位

石巻市長 亀 山 紘  
( 公 印 省 略 )

石巻市奨学金返還支援事業助成金について (依頼)

春暖の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本市の保健福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、地域包括ケアシステムの推進に必要となる医療・福祉職の人材確保と市内への定住促進を図るため、「石巻市奨学金返還支援事業助成金」を平成28年度に創設し、下記の条件を満たす方を対象に奨学金の返還額の一部を助成することといたしました。

つきましては、事業内容について御承知いただきますとともに、関係各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 助成対象者 ((1)～(8)の全ての条件を満たす方)

- (1) 石巻市内に住所があり、申請年度の3月31日まで継続して市内に居住する方
- (2) 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- (3) 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方
- (4) 平成28年4月1日以降に、石巻市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内の事業所で保有資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の3月31日まで継続して当該事業所等に勤務する方 (公務員を除く。)
- (5) 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- (6) 奨学金の返還について滞納がない方
- (7) 市税の滞納がない方
- (8) 暴力団員等でない方

#### 2 対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 (第一種奨学金、第二種奨学金)
- (2) 石巻市奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金

3 助成金額

申請年度内に返還した奨学金返還額（上限20万円）

※ 申請年度において、市内居住期間又は市内事業所での就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じて案分した額となります。

4 助成期間

3年間（申請年度内に転出や離職した場合は、対象外となります。）

5 その他

本事業の詳細な内容及び申請手続き等については、石巻市ホームページ（トップページ＞市政情報＞助成金・補助金＞奨学金返還支援事業助成金）を御参照ください。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10355000/7777/shogakukinhenkanshien.html>

6 添付書類

(1) 「石巻市奨学金返還支援事業助成金」チラシ

【担当】 健康部包括ケア推進室 神山 〒986-0031 石巻市南境字新小堤25番地1 TEL：0225-98-5518 FAX：0225-98-5918 E-mail：iscareprm@city.ishinomaki.lg.jp
--

# 石巻市奨学金返還支援事業助成金

石巻市では、地域包括ケアの推進に必要となる人材の確保及び移住・定住促進施策の一環として、石巻市内に居住し、かつ、石巻市内の事業所に就職された方が返還する奨学金の一部を助成します。

## ◆助成内容

### 最大60万円（20万円×3年間）

- ◆助成金額 申請年度内に返還した奨学金の額（上限額20万円）  
※申請年度における市内居住期間や就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じて案分した額となります。
- ◆助成期間 3年間（申請年度内に転出や離職した場合は、対象外となります。）

## ◆対象者

### 次の要件をすべて満たす方

- ① 石巻市に住所を有し、申請年度の末日まで継続して市内に居住する方
- ② 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方
- ③ 看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する方
- ④ 平成28年4月1日以降に、石巻市内に事業所を有する事業主に正規雇用され、市内事業所において上記③に掲げる資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する方（国及び地方公共団体の職員を除く。）
- ⑤ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、又は交付申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方
- ⑥ 奨学金の返還に滞納がない方
- ⑦ 市税に滞納がない方
- ⑧ 暴力団員等でない方

## ◆対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）
- ② 石巻市奨学金
- ③ その他市長が認める奨学金

## ◆対象となるケース（参考例）

平成27年度				平成28年度				平成29年度			
ケース①											
				◇住民登録 (H28.4.1)							
				◇就職 (H28.4.1)							
				◇奨学金返還開始 (H28.10)							
				← 助成対象 →							
				◆交付申請 (6月)		◆交付申請 (4月)					
				実績報告・請求◆						実績報告・請求◆	
ケース②											
				◇住民登録 (H28.7.1)							
				◇就職 (H28.4.1)							
				◇奨学金返還開始 (H27.10)							
				← 助成対象 →							
				◆交付申請 (10月)		◆交付申請 (4月)					
				実績報告・請求◆						実績報告・請求◆	

## ◆助成金の申請から交付までの流れ



## ◆申請受付時期

第1回：平成28年 6月 1日 (水)～平成28年 6月30日 (木)

第2回：平成28年10月 3日 (月)～平成28年10月31日 (月)

※ 第1回で交付決定を受けた方は、第2回で申請する必要はありません。

※ 平成29年度以降は、毎年4月と10月に申請を受付します。

## ◆申請方法

申請書類を郵送又は持参により、下記申請先に提出してください。

※ 交付申請書は、石巻市のホームページからダウンロードできます。

## ◆申請先・お問い合わせ先

石巻市 健康部 包括ケア推進室

〒986-0031 宮城県石巻市南境字新小堤25番地1

電話：0225-98-5518 F A X：0225-98-5918

E-mail：iscareprm@city.ishinomaki.lg.jp

U R L：http://www.city.ishinomaki.lg.jp/

石巻市 奨学金返還支援 [検索](#)